

野田市告示第 8 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、収入金の徴収及び収納事務を次のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び野田市会計事務規則第 3 1 条第 3 項の規定により告示します。

令和 7 年 4 月 1 1 日

野田市長 鈴木 有

- 1 指定公金事務取扱者の名称、住所
名称 日本郵便株式会社
住所 埼玉県さいたま市中央区新都心 3 - 1
- 2 指定公金事務取扱者に委託する事務
各種証明書発行手数料の徴収及び収納
（戸籍全部・個人事項証明書、住民票、印鑑登録証明書）
- 3 事務を行う郵便局
川間郵便局
福田郵便局
野田目吹郵便局
野田清水郵便局
野田イオン郵便局
- 4 公金事務取扱者の指定日及び委託日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで